

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年1月18日（水）9:55～10:20
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

巽 慎一 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

楠目 聖 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画官

川島 均 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐

加藤 正嗣 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐

<提案者>

榊原 友二 神奈川県県民局次世代育成課長

田村 暢 神奈川県県民局次世代育成課課長代理

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 多様な実施主体による年3回目の保育士試験の実施
- 3 閉会

○事務局 済みません。お待たせしました。

多様な実施主体による年3回目の保育士試験の実施ということで、神奈川県からの御提案をいただきました。これについて、今回は厚生労働省、神奈川県の両方に来ていただいておまして、ヒアリングという形でさせていただきたいと思っております。

昨年12月にヒアリングをさせていただいておまして、本件については、昨年の特区の諮問会議において、神奈川県の知事から御提案をいただいております。プレゼンをいただいております事項でございます。

今回は、前回のヒアリングの中で、具体的なニーズとか、現在、一般社団法人と一般財団法人の中で指定したものと限定されていることが不合理ではないかという御指摘を先生方からいただいております、その点について、お二方、厚生労働省、神奈川県の方での議論をさせていただければと考えております。

座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくささいまして、また、お待たせささいまして大変失礼いたしました。

早速御説明をお願いいたします。

○事務局 まずは神奈川県から。

○榑原課長 改めまして、神奈川県の方世代育成課長の榑原でございささい。ありがとうございます。

今般、私どもから提案をささいいただいた点について、指定先についての方認事項ということで照会をいただきました点について、本県の考え方を御説明をささいさせていただきます。

まず、現行制度の方では一般社団等に限定されている中で、保養協がやっていらっさるわけですけれども、私どもも保養協に、現行の全国試験については指定をささいさせていただいて、試験を実施してございささい。

今回、我々が実施をささいさせていただきたい県単独の保育士の試験の実施に当たりましては、現状として保養協が3回目の試験を実施することが、実態上困難がある中で、私どもとしては、指定試験機関については、既に私どもが新制度を施行後に取り組んでおります子育て支援員研修を始めてしたささい研修事業、その他を含めまして既に一般社団以外の方の民間の方の法人とか、もしくは学校法人、さらには社会福祉法人等々、保育に従事しているよなささい形態の方の法人から事業の受託の申し出もございささいし、今回、私どもが提案を検討するに当たりまして、既に具体的な実施の可能性についてその経費等も含めて検討を重ねてまいりましたが、検討の段階でも既にささい形態の方の法人から、経理積算等々について参考の見積もり等の聴取、申し出等も既にいただいているところございささい。

具体的指定が可能になりました際については、もちろん一般社団も含めて、拡充をしたささい法人から具体的な実施に当たっの方の提案をいただいで、その内容を、試験実施を行う都道府県としてきちんと精査をささいいただいた上で、試験を実施してまいりたいと考えているところございささい。

そういう意味では、法人格というよりも、試験の実施を確実にできるのかどうか、適正にできるのかどうか。その点を最も重視すべきだと考えてございささい。そういう意味で今回は想定をしているということございささい。

以上ございささい。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、厚労省から御説明をお願いささい。

○異課長 事前に回答をいただいたところと変わっているところも今の方話でありささいたの

で、それも踏まえまして説明させていただきますと、基本的に株式会社を認めるかどうかは別としまして、多様な法人の指定を認めるに当たって。

○藤原審議官 済みません。回答をいただいたというのは、何を回答されたのでしょうか。

○異課長 この1枚紙です。

○藤原審議官 どれですか。それは拝見していない。多分、先生方も御存知ないと思う。私も知らないし、どれですか。誰がどうやって回答したのですか。

○事務局 回答というか、具体的な提案は言っていない。説明していない。

○藤原審議官 後でこれは先生方にご覧いただいで下さい。

○異課長 これは行っていないということですか。わかりました。

それを前提にしてお話しさせていただきます。

○藤原審議官 誰がどうやったのか知らないけれども、後で管理します。

○異課長 多様な法人の指定を認めるに当たりましては、1つは職員とか設備等につきまして、試験実施に関する計画が試験事務の適性かつ確実な実施に適合したものであること。2番目としまして、経理的、技術的な基礎が試験事務に関する計画の適正かつ確実な実施に足りること。3つ目が、役員や構成員の構成、その他試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。それ以外にも、その指定をすることによって、試験事務の適性かつ確実な実施を阻害することとならないこと。そういったことを条件に考えております。

具体的に、今、我々としては、一般社団法人とか一般財団がそういうことで、念頭に置いていたのは、この間の指摘では株式会社とかがありましたので、これらの基準に適合するのは社団とか財団が一番望ましいとは思っているところでございますが、仮に多様な法人を指定するという事になれば、先ほど言ったような条件を我々は最低限必要ではないかと考えているところでございます。

特に、保育所を直接運営するような法人が保育士試験を実施する場合は、指定試験機関に対する指導監督等はあるわけなのですが、事後の指導監督では十分な対応が現状ではできない。試験をやっしまえば、当然その公正さが、これは大学の試験でも国家試験でも何でもそうですけれども、一度不公平な試験が実施されたということになった場合に、やはり事後では取り返しがつかないというようなものでございますので、指定に当たっては、今、言ったような条件が必要だということと考えております。

例えば法人の役員とか、あるいは構成員の構成の要件とか、そういうことも今、言ったような基準の中で具体的に考えていかなければいけないというところでございます。

○八田座長 今、おっしゃった4要件は紙でいただいていますか。

○異課長 また必要なら書かせていただきます。

今、社福とか株式会社とかいろいろ言われたので、実際、もう少し具体的に、先ほどの一般社団とか一般財団以外の法人の参入が期待される理由を明らかにしていただかないと、これは法改正事項になってきますので、その中で特にどの法人類型が念頭に置かれているのかをできるだけ限定していただいたほうが、法制局の審査とかその辺の説明で、多分、

一つ一つの法人類型について、これはどういうことを担保するのかという話になってくるので、できるだけ限定していただくことが我々は大事だと思っていて、そういう法制上の措置が必要なかどうかという部分も含めて判断させていただきたいと思っております。

○八田座長 今の4条件をもう一度、お願いできませんか。

○異課長 職員や設備等についての試験実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

2番目が、経理的、技術的な基礎が試験実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足りること。

○八田座長 余り赤字の会社はだめだということですね。

○異課長 安定性とかそういうものが大事になってきます。

3つ目は、役員や構成員の構成、その他試験事務の不正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

4つ目が、その指定をすることによって、試験事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

一応、我々は今、そういう要件は最低限必要なのではないかと考えているところでございます。

○八田座長 まずは神奈川県から御意見をお伺いいたします。

○榊原課長 今の厚労省のお話をお伺いして、お考えの4点については、今、保育士試験そのものは各都道府県知事が行うという制度の中であって、当然その4点については必要な事項だというのは、我々も全く同感のところでございます。

特に我々といましては、保育士試験の中で、特に公平性であるとか公正性を最も重視しなければならないところは、試験問題の作成業務そのものであろうかと考えてございます。

実際の試験の実施に当たっての会場の設営業務とか実施業務そのものについては、現に今の保養協であっても、全てその指定試験機関が自前でやるわけではなくて、委託なり何なりをしてやっていらっしゃることも承知してございますので、そういう意味ではまさしく試験問題の作成業務そのものが中心になるものと考えてございます。

その意味でも、試験問題の作成に当たっては、法律の規定の中で試験委員の選任をして、その指導監督についても都道府県はやってございますし、現に全ての都道府県が試験委員の選任、解任についてはそれぞれ認可をしてやっていただいている。

そういう意味では、試験委員が試験問題作成の公平性、公正性の担保になっていると考えてございますので、実施機関がさらに拡大しても、その点については担保される。そのための試験委員制度だろうと考えているところでございます。

○八田座長 どうぞ。

○異課長 試験委員制度につきましては、試験問題作成などの専門的な事務を適切に行う

ためのものをごさいますして、児童福祉に関する教授などを選任するものをごさいます。特定のものの影響を受けないために設置されるものではないということは御指摘させていただきます。

先ほど言ったような要件を我々はそれ以外に担保する必要があると思っておりますので、先ほど言った指定要件が重要だということをごさいます。

○八田座長 今のお話では、試験問題の公平性自体は試験委員を指定することでできるだろう。今の保養協も、実際は仕事を結構下請にやってもらっているのではないかとことです。

要するに、元締めが責任を持つというのは、運営の面で不公平が生じないような形できちんとやれることを担保する。しかも、実施の能力がある。そのようなことが肝心だろうと思うのですが、今の厚労省が告示になった4条件のうち、神奈川県としては、全部このままでいいとお考えか、それとも、ちょっとこの条件はむしろ試験委員制度でカバーされているのではないかとお考えなのか、その辺はどうでしょうか。

○榊原課長 当然のことながら、試験委員の選任に当たっては、今、全国共通試験についてはそれぞれの都道府県が認可した試験委員の方々、数十名近くにわたる方々をお願いしているわけですが、県単独の3回目の試験の実施に当たっては、神奈川県知事として新たに教科を担当する先生方等をお願いして試験委員に就任していただくことを公平性の担保にしたいと考えてごさいます。

さらに、経費等についても、今、手数料でその業務について徴収しているわけでごさいますけれども、その必要な経費についても、そもそも必要な経費を積算した上で、手数料を積算しているものと考えてごさいますので、大卒の仕組みとしては今の仕組みの中で、さらには、現行の保育士試験が行われている試験制度を踏まえた形の中で、本県としても単独でやりたいと考えてごさいます。そういう意味では、指定試験機関が一般社団等に限定されている中で、現状のスキームの中では、保養協がなかなか3回目をできない中であって、一般社団法人等でなければ先ほど言った4つの守らなければいけない基本的な部分を、できないというものではないだろうと考えてごさいますので、それ以外の法人でも十分その部分は確保できると考えてごさいます。制度としては今の制度を尊重しながらと考えています。

○八田座長 わかりました。

ということは、具体的には、例えば一般社団、一般財団以外のNPOとか学校法人とか社福とか、そのようなところも含めて、厚労省が示した4条件を満たすところであれば公募してもらいたい。だから、4条件は受け入れる。その中から、能力もあり安くもありというものを採用したいということですね。

まず、募集要項を書く上で、今の限定よりは広げたい。そういう御希望だと考えてよろしいですね。

そうすると、どこまでその範囲を広げるかということになりますね。

どうぞ。

○異課長 我々も事務的に詰めているところですので、今、言ったような話も含めて省内とか、当然、仮に法律改正するということになる、通常国会に法案を出すことになれば、非常に突貫工事でやる必要もございまして、そこは全然おくらせるつもりは全くないのですが、そういったところも含めて与党と調整しないとイケませんので、そこはお時間をいただければと思っております。

できるだけ法人種別を我々も絞っていただいたほうが、これは法案作成、立法化するに当たっては便宜上ありがたい話ですので、できるだけそこは御理解いただきたいと思えます。

○藤原審議官 具体的なニーズが満たされることが一番大事だと思いますし、これは知事が総理の前でお話をいただいている案件ですので、今、異課長がおっしゃっていただいたような方向で、調整ももちろんいただきながら丁寧に実現に向けて進めていきたいと思えます。近々また特区の諮問会議がありますが、とりあえずこの項目は議論がまだ継続しているところに登録させていただきます。

○八田座長 それでは、また引き続き事務的にも御連絡をいただいております。

○異課長 当面我々も事務局と相談しながら検討を進めさせていただきたいと思えます。

○八田座長 非常に積極的に取り上げていただいて、どうもありがとうございます。

これからもよろしく願いいたします。

神奈川県もよろしく願います。頑張ってください。